

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 498ページ）	改定した解説
<p>別表第八1(2)の解説</p> <p>37. ラ項(ロ)において、照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p>	<p>37. ラ項(ロ)において、照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類、及び定格電圧（<u>安定器を内蔵しない放電ランプ</u>を除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p>

（当該部解釈）

別表第八1 共通の事項 (2) 構造

ラ 器体の一部を取り付け、又は取りはずすものにあつては、次に適合すること。

(イ) (省略)

(ロ) 電球又は放電管の取換え^(解説 36)又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。^(解説 37)